

## 第5章 検査結果に基づく勧告

### 第1 概 説

委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という）について内閣総理大臣及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に勧告することができる（設置法第18条第1項）。

勧告内容を典型的に区分すると、

- (1) 証券会社等において、法令違反等が把握された場合に、行政処分等を求める勧告
- (2) 証券業協会、証券取引所等の自主規制機関において、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が権限を行使せずその他必要な措置を怠っていることが把握された場合に、自主規制機関自体の行政処分等を求める勧告
- (3) 証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告

などが挙げられる。

委員会から勧告を受けた内閣総理大臣及び金融監督庁長官並びに大蔵大臣は、これを尊重しなければならず（設置法第18条第2項）、また、委員会は、内閣総理大臣及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（設置法第18条第3項）。

委員会から行政処分等を求める勧告を受けた内閣総理大臣及び金融監督庁長官又は大蔵大臣は、委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者

に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には業務停止等の行政処分等を命じることとなる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等を含めた外務員の登録に関する事務については、内閣総理大臣から日本証券業協会に委任（証取法第64条の5第1項）されていることから、日本証券業協会は、委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を命じることとなる。

## 第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、大蔵大臣に対し、法令違反等の事実が認められた証券会社及び証券会社の役職員に対して、行政処分等を行うことを求める勧告を40件実施している。このうち証券会社（役職員の行為を含む）について行政処分を求める勧告を行ったものが14件、証券会社の役職員について適切な措置を求める勧告を行ったものが26件で、勧告に基づく処分の対象となった役職員は84人となっている。勧告の対象となった法令違反等の行為者別・内容別の事実関係及び大蔵大臣が行った主な処分の事例は、以下のとおりである（第1章及び第2章の事件に係るものを除く）。

### 1 会社の法令違反行為（役職員の行為を含む）

① 向い呑み及び呑行為〔証取法第47条及び同法第129条第1項違反〕

- アーク証券は、平成7年4月26日、特定銘柄の上場株券について、複数の顧客に買付けを勧誘して断られたにもかかわらず、

寄付後に上昇が見込めると判断し見込み買付けを行った。その後、勧誘に応じた顧客から受けた買付けの委託注文を有価証券市場に発注することなく、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。

(勧告年月日) 平成9年7月4日

(処分の概要)

・会社に対する処分 本店の一部の業務について業務停止  
(1日)

支店の一部の業務について業務停止  
(2日)

・外務員に対する処分

歩合外務員 外務員の職務停止 (3か月)

歩合外務員 外務員の職務停止 (2週間)

(注) 上記の処分内容は、上記法令違反とともに勧告をした「取引一任勘定取引の契約の締結」の事実(67頁参照)に係る処分を含む。

- 金山証券は、平成7年10月31日に、特定銘柄の上場株券について見込み買付けを行った後、複数の顧客に買付けを勧誘し、勧誘に応じた顧客からの買付けの委託注文を有価証券市場に発注することなく、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。

なお、本店営業部長は、部下職員への指示等により上記行為を実行した。

(勧告年月日) 平成10年1月20日

(処分の概要)

・会社に対する処分 本店の一部の業務について業務停止  
(1日)

・外務員に対する処分 未定

- 一吉証券は、平成8年1月25日に、いわゆる「益出しクロス」を受託したが、翌日の株価の変動から同値での戻し売買ができず一部に残株が発生した特定銘柄の上場株券について、委託注文を有価証券市場に発注することなく、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。

(勧告年月日) 平成10年4月17日

(処分の概要)

・会社に対する処分 株式部の一部の業務について業務停止  
(1日)

- H S B C証券会社東京支店は、平成9年8月に、複数銘柄の上場株券について特定顧客からの委託注文を受託しながら、有価証券市場において買付けをせず、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっており、また、特定銘柄の店頭登録株券について特定顧客からの委託注文を受託しながら、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。

なお、取締役株式部長は、上記行為を実行した。

(勧告年月日) 平成10年5月26日

(処分の概要)

・会社に対する処分 株式部の業務のうち株券の自己売買業務の停止(1日)  
株式部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止(10日)  
営業部及び国際営業部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止(1日)

(注) 上記の処分内容は、上記法令違反とともに勧告をした「取引報告書

を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付する行為」の事実（66頁下記参照）に係る処分を含む。

- 大熊本証券は、平成9年11月14日と同年12月25日の両日、特定銘柄の上場株式について、証券取引所の会員経由で出した見込み売り注文が発注後まもなく市場で約定となったため、複数の顧客からの注文の連絡が届いたのが市場での売買成立後であったが、当該注文を証券取引所の会員に取り次ぐことなく、既に市場で成立している取引を顧客に付け替えることにより、自己が直接に当該株式の売買における顧客の相手方となっている。

なお、取締役法人部長は、部店への指示等により上記行為を実行した。

（勧告年月日） 平成10年6月2日

（処分の概要）

- ・会社に対する処分 法人部の一部の業務について業務停止（1日）
- ・外務員に対する処分 未定

- ② 取引報告書を顧客に交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を顧客に交付する行為〔外証法第37条第3号及び同法第17条第1項で準用する証取法第48条違反〕

- H S B C証券会社東京支店は、役職員の関与により、多数の顧客の委託取引に関し、約定内容を誤って記録した等から既に顧客に交付した多数の取引報告書について取引所等での約定値段と異なる値段が記載されていることを認知したにもかかわらず、それを訂正するための真実の約定内容を記載した取引報告書を顧客に交付せず、又、顧客の注文意向に沿うようにするた

め等から、多数の取引報告書について、意図的に取引所等での約定値段と異なる値段を記載した虚偽の取引報告書を顧客に交付した。

(勧告年月日) 平成10年5月26日  
(処分の概要) HSBC証券会社東京支店の行った「向い呑み及び呑行為」の事実に係る処分の概要(65頁)を参照。

③ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第50条第1項第3号違反〕

○ アーク証券支店歩合外務員は、売り買いのタイミングをはずすことなく注文の執行を行うため、平成5年3月から9年1月までの間、特定顧客の株式の売買取引及び有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別(有価証券オプション取引にあってはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別とする。以下同じ。)、銘柄、数及び価格(有価証券オプション取引にあっては対価の額とする。以下同じ。)の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した(売買回数1,524回、売買数量 株式約210万株ほか)。

また、同証券の他の歩合外務員についても同様の理由から、平成7年6月から9年1月までの間、複数顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した(売買回数245回、売買株数434千株)。

(勧告年月日) 平成9年7月4日  
(処分の概要) アーク証券の行った「向い呑み及び呑行為」の事実に係る処分の概要(64頁)を参照。

④ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為〔証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号違反〕

- 日興証券は、平成9年10月31日、特定の銘柄の株式について自己の計算による一連の低い指値での売付けを行う方法により、当該銘柄の株価の一定価格までの引下げを行って、自己の計算による売付けと顧客の買付けを対当させて当該一定価格での売買を成立させる目的をもって、午後2時49分から同2時52分までの間、当該一連の売付けを行った。

なお、本店エクイティ部店頭株式課長は、上記行為を実行した。

(勧告年月日) 平成10年3月20日  
(処分の概要)

- ・会社に対する処分 日興証券の行った「利益に追加するため財産上の利益を提供する行為」等の事実に係る処分の概要(19頁)を参照。
- ・外務員に対する処分

エクイティ部店頭株式課長 外務員の職務停止 (1週間)

⑤ 顧客の要請なくして親銀行の役職員と共同訪問する行為〔証取法第50条の2第3号に基づく健全性省令第2条の2第4号違反〕

- 住友キャピタル証券支店引受部長は、平成9年4月11日、親銀行の使用人とともに訪問すべき旨の要請が顧客からなされていないにもかかわらず、当社の親銀行の使用人とともに複数の

顧客を訪問した。

(勧告年月日) 平成10年 5月22日

(処分の概要)

- ・会社に対する処分 支店の一部の業務について業務停止  
(1週間)
- ・外務員に対する処分 未定

⑥ 損失を負担することを約して勧誘する行為〔平成3年法律第96号  
(平成4年1月1日施行)施行前の証取法第50条第1項第3号違反〕

- 内藤証券取締役支店長は、特定銘柄の上場株券について顧客から損切りの申し出があったにもかかわらず、同銘柄は有力仕手筋がまだ売りに出していないとの情報を得ていたことから、もう一度買いが入るとの強い見通しがあったので、平成3年10月4日、当該有価証券の売買その他の取引について生じた損失の全部を負担することを約して勧誘を行った。

(勧告年月日) 平成9年7月4日

(処分の概要)

- ・会社に対する処分 支店の一部の業務について業務停止  
(1日)
- ・外務員に対する処分

取締役支店長 外務員の職務停止 (6か月)

支店営業員 外務員の職務停止 (3か月)

(注) 上記の処分内容は、上記法令違反とともに勧告をした「損失を補てんし、又は利益に追加するため財産上の利益を提供する行為」の事実(下記⑦参照)に係る処分を含む。

⑦ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔平成4年  
法律第87号(平成5年4月1日施行)施行前の証取法第50条の2



第1項第3号違反]

- 内藤証券取締役支店長は、特定銘柄の株券の価格が値下がり続け、信用決済による損金が発生したので、平成4年4月2日、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の全部を補てんするため、当該顧客に対し、自己の有する金銭債権を放棄し、及び自己資金を当該顧客口座に入金する方法で、財産上の利益を提供した（補てん額約680万円）。

また、平成4年12月10日、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、自己の有する金銭債権を放棄する方法で、財産上の利益を提供した（補てん額約84万円）。

同証券の支店営業員は、多額の損失が発生し、顧客から損失補てん要求が出るようになったため、平成4年1月16日、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、自己資金を当該顧客口座に入金する方法で、財産上の利益を提供した（補てん額約45万円）。

（勧告年月日）

平成9年7月4日

（処分の概要）

内藤証券の行った「損失を負担することを約して勧誘する行為」の事実に係る処分の概要（69頁）を参照。

- ⑧ 有価証券を有しないで行った自己の計算による有価証券の売付けをする行為〔証取法第162条第1項第1号違反〕

- INGベアリング証券会社東京支店は、平成9年5月から同年12月までの間、有価証券市場等において自己の計算において有価証券を有しないで行った売付け（以下「空売り」という）

を行った。このうち、70件（うち1件は店頭売買取引）については、有価証券を有しないで売付けを行うことを明らかにしておらず、17件については、当該売付けの直近の価格に満たない価格で当該売付けを行った。

（勧告年月日） 平成10年5月26日

（処分の概要）

- ・ 会社に対する処分 株式会社ディーリング部の一部の業務について業務停止（2日）  
転換社債ワラント部の一部の業務について業務停止（1週間）

## 2 役職員の法令違反行為

証券会社の役職員に係る勧告については、以下の法令違反行為が認められた。

### ① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第50条第1項第3号違反〕

外務員が、顧客から依頼を受けたことや自らの営業成績の向上を図るために、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行したものが認められた（勧告対象18社25人）。

### ② 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為〔証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号違反〕

外務員は特定顧客が特定銘柄について、低い指値注文の発注による一連の売付けを行う方法により、当該株式の株価を一定価格

まで引き下げ、当該顧客自身が対当して一定価格での株式の売買を成立させることを図っていることを知りながら、当該一連の売り注文を受託、執行したものが認められた（勧告対象1社1人）。

③ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕

外務員が株式委託手数料収入の増加及び自己の利益追及を目的として、顧客の口座を使用した自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行ったものなどが認められた（勧告対象10社11人）。

④ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第50条の3第1項第3号違反〕

外務員が顧客に対して提案した銘柄の取引に関し発生した損失について、顧客の再三にわたる損失補てんの要求に対し、有価証券の売買取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、外務員が当該顧客の指定する銀行口座に現金を入金する方法により、財産上の利益を提供したものなどが認められた（勧告対象4社5人）。

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料142頁以下に掲載している。